

規制シート(様式)

190199500390001

平成28年12月27日

規制の名称	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	道路局路政課長 鎌原宜文
規制目的	電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	電線共同溝の整備等に関する特別措置法は、上記を目的として策定された法律であり、主な規制事項は以下のとおりである。 第9条は、電線共同溝整備道路における許可等の制限について定めている。電線共同溝は、安全かつ円滑な道路交通の確保と道路景観の整備を目的として整備するものであり、この実現を担保するため、道路の地上の電線、電柱の設置について制限している。	関連する予算	無電柱化推進事業費等
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	本法の規制は、国民の重要な共有財産である道路の構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保等の目的のため必要不可欠なものである。また、第10条において電線共同溝の占用を認めるなど代替措置が設けられており、その内容も合理的なものであるから、引き続き規制の維持が必要と考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		